

会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 31 日決裁)

(令和 6 年 3 月 29 日改正)

(令和 7 年 3 月 31 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新婚世帯の住宅の取得、リフォーム及び賃借並びに引越の新生活に要する費用を支援することにより、本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対し予算の範囲内において会津若松市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成 4 年会津若松市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 交付決定年度の前年度 1 月 1 日から交付決定年度の 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 交付決定年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に支払った、婚姻に伴い新たに市内に住宅を取得する費用（新築する場合の工事請負費を含む。）、住宅のリフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。）及び市内の賃貸住宅の賃貸借契約に基づき要した敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費をいう。
- (3) 引越費用 交付決定年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用として、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) 賃貸住宅 夫婦のいずれか若しくは夫婦の勤務先が契約名義人及び支払者となる賃貸借契約により自己の居住の用に供するために賃貸される住宅をいう。
- (5) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約で定められた月ごとの賃貸料（賃料及び共益費のみ）をいう。
- (6) 継続補助世帯 前年度に本補助金の交付決定を受けた新婚世帯であって、当初交付決定を受けた年度における補助上限額から既に交付された補助金額を減じて得た額を上限として、次年度の補助を申請することができる世帯をいう。

(補助金の交付対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦共に婚姻日（婚姻届の届出日をいう。）における年齢が 39 歳以下であること。
- (2) 補助金の申請時における所得証明書をもとに算出した夫婦の直近過去 1 年間の所得額の合計が 500 万円未満であること（継続補助世帯が前条第 6 号に規定する差額分の補助金額を申請する場合及び第 9 条に規定する認定世帯が補助金申請を行う場合は、この限りでない。）。

この場合において、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、当該所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

- (3) 補助金の申請日において夫婦の双方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること。ただし、夫婦の一方が申請に係る住宅の所在地に住民登録を有した後、やむを得ない事情で住民登録を異動した場合はこの限りでない。
- (4) 住宅及び引越について他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、継続補助世帯を除く。
- (6) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- (7) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (8) その他、市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

- 2 住居費は、1つの住宅に要した費用のみを対象とする。
- 3 住居費のうち、住宅の取得費用については、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して過去1年以内である住宅の取得費用を対象とする。
- 4 住居費のうち、住宅のリフォーム費用については、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォームをした日が婚姻日から起算して過去1年以内であるリフォーム費用を対象とする。
- 5 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取扱いは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 夫婦が勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、対象となる費用から当該手当分を除くものとする。
 - (2) 夫婦の一方が婚姻前に賃貸借契約し居住していた賃貸住宅について、婚姻日から起算して過去1年以内に他方が後に居住し、同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該同居開始日以降に支払った費用を対象とする。
 - (3) 夫婦が婚姻前に新たに物件を賃借し、婚姻日から起算して過去1年以内に同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該物件の賃貸借契約に基づく費用を対象とする。
- 6 引越費用のうち、婚姻前から夫婦が同居している場合において、婚姻日から起算して過去1年以内に婚姻を機として同居を開始したことが明らかな場合は補助対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額の合計額とし、次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である世帯 60万円
 - (2) その他の世帯 30万円
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 継続補助世帯にあっては、当初交付決定を受けた年度における補助上限額から既に交付された補助金額を減じて得た額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
- (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所、世帯主・続柄が記載されたもので、申請日から起算して過去3ヶ月以内に取得したもの）
- (3) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する交付決定年度の前年分の所得を証明するもの）
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第3条第2号の貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (5) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
- (6) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築又はリフォームした場合）
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
- (8) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
- (9) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中に給与所得者であった場合）
- (10) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (11) 会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第4号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項で規定する書類について、継続補助世帯にあっては、当初交付決定を受けた年度に提出した書類（婚姻届受理証明書、所得証明書など）により、次年度の補助申請において、交付対象世帯であることが確認できる場合については、これを省略することができるものとする。ただし、転居など直近の夫婦の状況を確認するため必要がある場合は、その旨を証する書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、規則第16条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、規則第17条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助対象世帯の認定申請）

第9条 第3条に規定する補助対象者のうち、補助対象世帯としての認定を受けた年度における補助対象経費の額が千円未満である者で、翌年度に補助申請をしようとする者（以下「認定世帯」

という。)は、会津若松市結婚新生活支援事業補助対象世帯認定申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書(市区町村が発行する、認定申請を提出する前年分の所得を証明するもの)
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(第3条第2号の貸与型奨学金の返済を行っている場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定することが適当であると認めるときは、会津若松市結婚新生活支援事業補助対象世帯認定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第13条に規定する手続を省略するものとする。
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請のあった補助金の交付について適用する。